

受賞論文

第2回ナショナル・トラスト研究奨励賞

ナショナル・トラスト研究奨励賞は日本のナショナル・トラストの研究者を育成し、この運動を定着させるために、優れた研究を顕彰する奨励制度です。2016年に発足し、第2回受賞者が決定しました。

第2回受賞者 澤田悠紀、武田智行

受賞論文 『公益信託の見直しに関する中間試案』とナショナル・トラスト活動における公益信託の利用について

受賞者プロフィール

氏名 澤田悠紀

学歴 東京大学工学部建築学科より法学部に転科、卒業。東京藝術大学修士課程修了、フルブライト奨学生としてハーバード大学法科大学院修士課程修了、東京大学法学政治学研究科博士課程単位取得満期退学。

現在活動 科研費（若手B）研究課題「建築・都市景観と知的財産法制度に関する研究」を中心として、広く建築・都市景観と法との関係を研究中。一般社団法人 Japan Heritage 代表理事



氏名 武田智行

学歴 一橋大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科修了。

現在活動 自動車部品メーカー法務部、信託銀行商品開発部門を経て、外資系コンサルティングファームで人事・組織コンサルティング業務に従事。歴史的建造物の保存等の公益的活動の仕組み設計に強い関心を有する。弁護士。一般社団法人 Japan Heritage 理事。



第二回ナショナル・トラスト研究奨励賞は、澤田悠紀・武田智行両氏の共同応募論文『公益信託の見直しに関する中間試案』とナショナル・トラスト運動における公益信託の利用について』に決定しました。

現在法制審で検討されている公益信託の見直しは、信託銀行にのみ認められています受託業務と受託財産の対象を拡大することで公益活動を活性化させることに狙いがあります。応募論文は、この試案の趣旨に則った公益信託をナショナル・トラスト運動で活用していくべきだという提案です。私は、この主張に同意する者であります。当協会が取り組んでいます日本のナショナル・トラスト運動の発展・定着にとって後押しをしてくれる動きだと言えます。また、日本における公益活動の後進性に対して二つのケースで有効な手段になるものと期待されます。それは、乏しい民間の公益資金を補完する機能になること、そして小規模な財産のため公益財団のような法人化が難しい場合でも貴重な価値があれば公益化を可能にする分野で活用できることです。そのようなニーズに対して当協会のような公益活動団体によって受託業務を担っていく道が開けることとなります。本論文は、ナショナル・トラスト運動を推進していくための心強い提言であり、公益信託の制度改定が実現した暁には、保存・活用方法等更なる研究テーマに進展されることを願ってお祝いの言葉とします。

理事長 清水 彬久